

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2018年(平成30年) August 8月号

平成30年度鹿児島労働安全衛生大会が開催されました



美しい花火（鹿児島市）

目次 CONTENTS

さくらじま	1
平成30年度鹿児島労働安全衛生大会が開催されました	2～3
夏の生活スタイル変革（ゆう活）はじめよう！	
夕方を楽しく活かす働き方	3
平成30年上半期相談状況について	4
平成29年度個別労働紛争解決制度の施行状況	5
災害に学ぶ	
～スレート屋根を踏み抜き墜落！複雑骨折の大けがを負う！！	6
平成30年 死亡災害事例（平成30年6月30日現在）	7
「配偶者手当」の在り方について	
～企業の実情も踏まえた検討をお願いします～	7
高校生の応募前職場見学と公正な採用活動について（お願い）	8
平成30年 業種別死傷災害発生状況（6月末速報値）	8

さくらじま

平成30年（2018年）は、明治元年（1868年）から満150年の年に当たり、明治期を振り返り、将来に繋げていくために様々な取組がなされているところである。

郷土の英雄西郷隆盛は、島津斉彬に才能を見いだされ、大久保利通らと明治維新を成し遂げ、日本を近代国家へと変えた。大河ドラマ「西郷どん」の放映も始まっているが、西郷隆盛の魅力は、流人として過ごした島での経験を通じて島民の厳しい暮らしを知ったことが非常に大きく、気配りの出来る人で、平等な政治を目指したことが、多くの偉人の中でも愛された所以であると思う。

さて、高校生の求人受付、大学生の採用面接が解禁となる中、鹿児島県の高校生の半数近くが県外に就職し、県外流出率が全国最下位グループであることは、偉大なる偉人を輩出した鹿児島県としては残念なことである。県外就職を選択した要因につ

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正について…	9
「STOP！」	
熱中症クールワークキャンペーン等のご案内について…	9
副業・兼業の促進…	10
テレワーク（雇用型・自営型）ガイドラインが改定されました…	10
「無期転換ルール」の円滑な導入について…	11
保健師からお届け クローバーたより	
～鹿児島県の脳卒中の死亡率～…	12
第32回（平成30年度）	
全国作業環境測定・評価推進運動 実施要綱…	13
雇用管理研修のご案内…	14～15
ゼロ災運動KYTトレーナー研修会のご案内…	16～17
平成30年9月の講習開催のご案内…	18

いては、鹿児島県の平成28年における正社員等一般労働者の総実労働時間は2,081時間で、全国平均2,024時間より57時間長く、また、同年の年次有給休暇の取得率は42.2%と、全国平均より7.2ポイント低いように労働環境が要因と思われるが、その他にも県外の企業は寮が完備し、研修・福利厚生が充実し、早めに求人票が出ること等も要因として挙げられるようだ。

大都会は確かに収入面では恵まれているが、娯楽費、生活費、住居費、教育費等相当な経費も必要である。鹿児島にも自然、食、人間関係、住環境等数えきれない魅力があり、現在は格安航空の運航や先割等もあり、東京にも片道1万円以下で行けるし、鹿児島には魅力的な中小企業が数多くあり、中小企業ならではの働きがいもある。

今後は働き方改革関連法も成立したので、長時間労働を抑制し、働き方改革及び女性活躍等を推進し、若者が県内に定着する魅力的な鹿児島になることを願うばかりである。

平成30年度 鹿児島労働安全衛生大会が開催されました

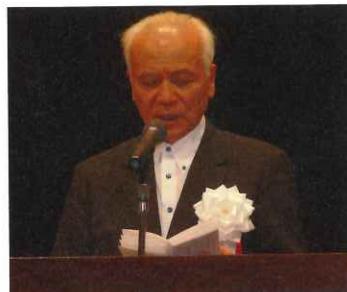
(公社) 鹿児島県労働基準協会

本年度の鹿児島労働安全衛生大会は、7月2日（月）、鹿児島市民文化ホールにおいて鹿児島労働局主唱のもと、県内の各労働災害防止団体等が主催し、鹿児島県、鹿児島市、南日本新聞社の後援を頂き開催しました。



小林剛鹿児島労働局長挨拶

大会には、県内事業場の事業者、労務・安全衛生担当者、行政機関等から約526人が参加しました。



諏訪健策大会会長挨拶

開会に先立ち、労働災害により尊い命を亡くされた方々への黙とうを行い、開会後、地域の中で安全衛生に関する水準が特に良好で、他の模範であると認められる事業場に鹿児島労働局長より表彰状の授与が行われました。



講演中の東川隆太郎先生

この後、諏訪健策大会会長が、主催者を代表して今なお悲惨な労働災害が発生していることから、平成30年度からスタートした第13次労働災害防止計画の達成に向けて、一層の取り組みとリスクアセスメントやKY活動、4Sの徹底などの防止対策の再確認をお願いしたいと挨拶を行いました。



講演中の富宿明子先生

続いて、小林剛労働局長から労働災害の防止を願う挨拶があり、また、来賓としてお越し頂いた鹿児島県知事、鹿児島市長、県経営者協会会长、日本労働組合総連合会鹿児島県連合会長より、本大会に寄せてご祝辞を頂きました。

休憩の後、アーバンウェルネスクラブ エルグの指導員によるストレッチ体操を全員参加で行いました。

第2部では、日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部の労働衛生コンサルタント・医師の富宿明子先生による「ながらワーカー」、かごしま探検の会代表理事の東川隆太郎先生による「明治維新150周年と西郷どん」と題し、特別講演が行われました。

いずれも現在にマッチした講演で、参加者は最後まで熱心に傾聴されました。



大会風景

最後に、本日の大会を契機に、家庭や地域社会において重要な役割を担っている鹿児島県で働く全ての人々の安全と健康を守り、より良い快適な職場環境を築くため、労使協力して全力を尽くすことを誓い、大会宣言が力強く読み上げられました。

大会宣言は、満場一致で採択され、無事大会を終了することができました。



全員参加のもとエルグ指導員によるストレッチ体操



平成30年度 安全衛生に係る表彰事業場 鹿児島労働局長表彰

【奨励賞】

- ・プリマハム 株式会社
鹿児島工場（いちき串木野市）
- ・株式会社 南興
クリーンサービス（いちき串木野市）
- ・株式会社 田代組（薩摩川内市）
- ・コーツ三谷セキサン 株式会社
(霧島市)



喜びの受賞者の皆さん

夏の生活スタイル変革(ゆう活) はじめよう！夕方を楽しく活かす働き方

夏の生活スタイル変革(ゆう活)とは

現在、政府では、働き方改革の一環として、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、明るい夕方のうちに仕事を終わらせ、夕方からは家族などとの時間を楽しむことを推進して、ワーク・ライフ・バランスを実現し、国民が豊かさを実感できるようにすることを目的として、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動（「夏の生活スタイル変革（通称：ゆう活）」）を展開しています。具体的には、夏の時期に「朝方勤務」や「フレックスタイム制」などを推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていくものであり、それぞれの企業や働く人の実情に応じた自主的な取組を可能な範囲で実施いただくものです。

働き方・休み方改善ポータルサイト

「朝型勤務」や「フレックスタイム制」の推進などに積極的に取り組んでいる企業の具体的な取組について、働き方・休み方改善ポータルサイトで確認することができます。取組内容を確認のうえ、それぞれの「夏の生活スタイル変革」に取り組んでみてはいかがでしょうか。

働き方・休み方改善 ポータル

検索



<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ先】



厚生労働省 鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎099-223-8239

平成30年上半年相談状況について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局及び管内の労働基準監督署に寄せられた平成30年上半年（1月～6月）の労働条件に関する相談件数は3,879件で、昨年上半期と比較すると136件（3.4%）の減少となりました。

相談内容を比較すると、多くの項目で減少している中で、

労働時間が19.3%、年次有給休暇が8.0%の増加

となっています。これに関連して、全国平均と比較すると、県内の労働時間は長く、年次有給休暇取得率は低いという統計結果も出ています。

国会では6月29日に働き方改革関連法が成立し、これにより、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の最低5日間の取得義務など、各企業において様々な対応が求められていくことになります。

人出不足が深刻となっている中で、県内の各企業が優秀な働き手を確保していくためには、法改正に的確に対応し、労働時間の短縮や年次有給休暇の取得促進をはじめ、働きやすい労働環境を整備していくことが非常に重要となります。

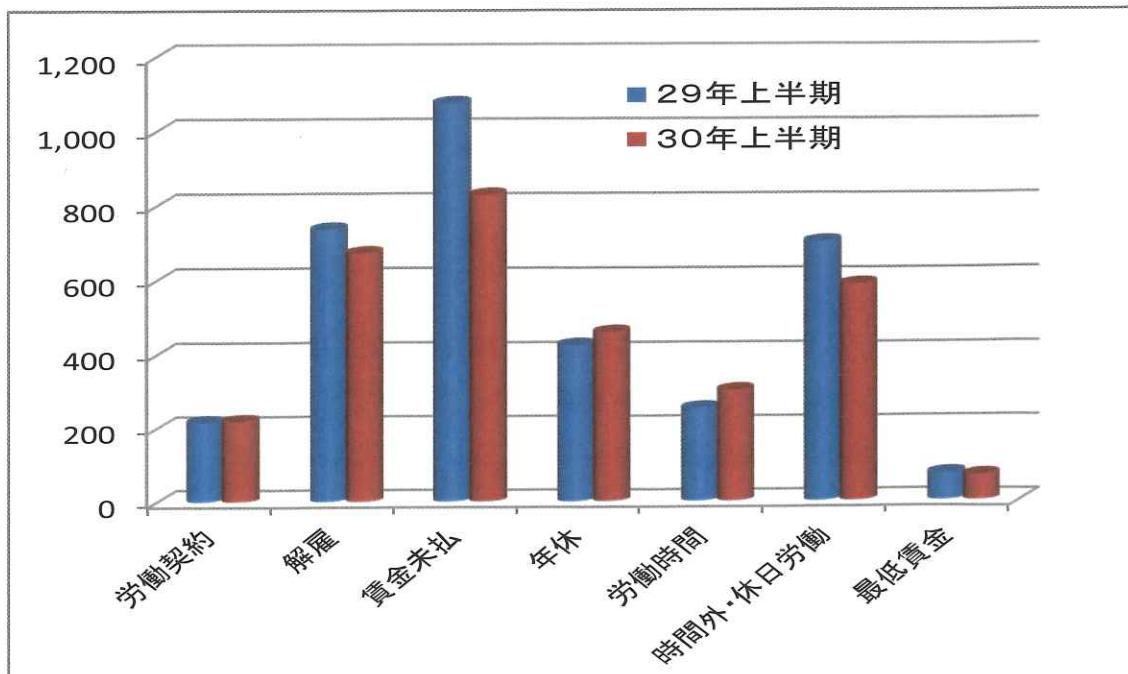
今回の相談状況を参考に、各企業において積極的に職場環境の改善・整備に取り組んでいただきますようお願いいたします。また、今年4月から、

県内の各労働基準監督署に労働時間相談・支援コーナーを設置

委託事業として働き方改革推進支援センター（☎099-257-4823）を開設

するなど、事業主の皆様への相談・支援体制を充実させておりますので、積極的に活用してください。

相談区分	29年上半期	30年上半期	前年比較
労働契約	217	220	3
解雇	737	673	▲ 64
賃金未払	1,075	829	▲ 246
年休	426	460	34
労働時間	254	303	49
時間外・休日労働	702	588	▲ 114
最低賃金	75	70	▲ 5
合計	4,015	3,879	▲ 136



平成29年度 個別労働紛争解決制度の施行状況

～総合労働相談は8000件超、内容は「いじめ・嫌がらせ」が4年連続トップ～

鹿児島労働局 雇用環境・均等室

鹿児島労働局（局長 小林 剛）では、このたび「平成29年度 個別労働紛争解決制度の施行状況」を取りまとめました。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間における労働関係のトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度で、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法があります。

鹿児島労働局では、今回の施行状況を受けて、今後も引き続き労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行い、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に取り組んでいきます。

【ポイント】

1 総合労働相談及び助言・指導の申出件数は増加。あっせん申請は減少。

総合労働相談件数は8000件を超え、高止まり。

総合労働相談件数 8,419件（前年同期比15.4%増）

→うち民事上の個別労働紛争相談件数*

3,224件（同 5.6%増）

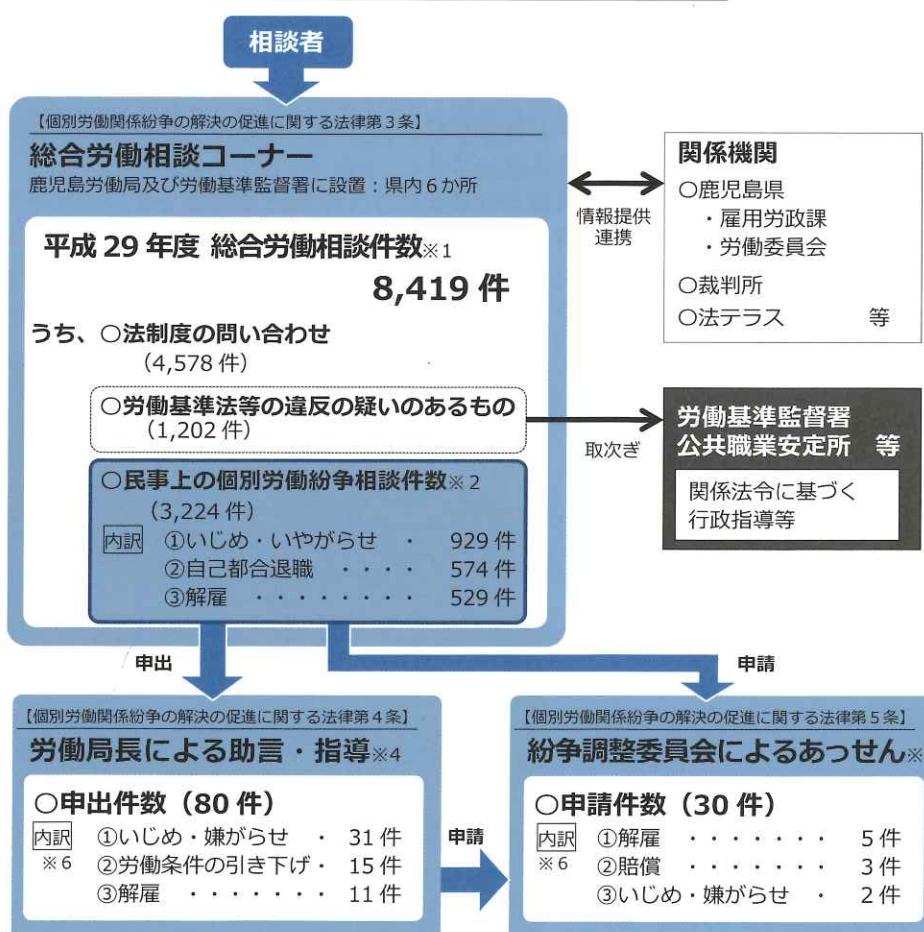
助言・指導申出件数 80件（同 27.0%増）

あっせん申請受理件数 30件（同 14.3%減）

2 民事上の個別労働紛争の相談においては、「いじめ・嫌がらせ」が4年連続トップ。「いじめ・嫌がらせ」は助言・指導の申出においてもトップとなつた。

- 民事上の個別労働紛争の相談の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が929件（同20.0%増）と前年度より増加し、相談のトップを占めている。次いで多いのは「自己都合退職」の574件（同7.4%減）で、「解雇」の529件（同1.9%減）と続いている。
- 「いじめ・嫌がらせ」については、助言・指導の申出件数が31件（同29.2%増）となつた。

個別労働紛争解決制度の枠組み



*1 総合労働相談コーナーにおいて、あらゆる労働相談にワンストップで対応

*2 労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争に係る相談（労働基準法等の違反に係るものをお除く）

*3 複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

*4 民事上の個別労働紛争について、労働局長が紛争当事者に対し、解決の方向性を示し、自主的な解決を促進

*5 労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授等労働問題の専門家）による解決の促進

*6 複数の内容にまたがる申出・申請が行われた場合には、複数の内容を件数に計上



災害に学ぶ

スレート屋根を踏み抜き墜落！ 複雑骨折の大けがを負う!!

鹿児島労働局健康安全課

【はじめに】

近年、再生可能エネルギーとしての太陽光発電設備の設置が盛んに行われています。

今回紹介する災害も、太陽光発電設備をスレート屋根に設置する工事で発生したものです。

【災害発生状況】

災害が発生した現場は、鉄骨平屋建てスレート屋根葺きの自動車修理工場に、太陽光発電設備を設置するというものでした。屋根は、南北に細長い切妻屋根でした。

工事の請負形態は、元請と一次下請の2社で、被災者は一次下請の労働者でした。

太陽光発電設備の設置は、災害発生の前日までに、屋根の南側に1枚当たり縦0.8m、横1mの太陽光パネル144枚の全ての設置が終了していました。

太陽光パネルの設置が終了すると、屋根上での作業は、配線などの仕上げ作業等を残すのみでした。

なお、太陽光パネルの設置の際は、スレート屋根には歩み板と親綱が設けられ、作業者は、安全帯を親綱に取付け、歩み板に乗って作業を行っていました。

ところが、歩み板と親綱は、太陽光発電設備の設置が終了すると、「太陽光パネル設置のため使用した移動式クレーンがあるうちに撤去した方が効率的である。」との判断から、その日のうちに撤去されてしまいました。

災害発生当日は、一次下請の労働者5人で、地上とスレート屋根上に分かれて配線などの仕上げ作業等を行っていました。この時、元請の責任者は、所用で現場を不在にしていました。

午後2時30分頃、スレート屋根上で1人で写真撮影を行っていた被災者が、屋根の棟付近のスレート屋根を踏み抜き、スレートに縦0.7m、横1.6mの穴を開け、約8m下のコンクリート床にある深さ1mのピット内に墜落しました。

被災者は、上肢、腰部及び下肢を複雑骨折する大けがを負いました。

【災害発生原因】

- 1 太陽光パネルの設置が終了した後も、スレート屋根上での作業があったにもかかわらず、踏み抜きや墜落を防止するための措置である歩み板や安全帯を取り付けるための親綱を撤去したこと。
- 2 元請の責任者が、災害発生時に現場を不在にしていたため、上記1の措置の状況を確認できず、必要な指導、対策が講じられなかったこと。

【再発防止対策】

- 1 スレート屋根上での作業が終了するまでは、スレートを踏み抜き墜落することを防止するための措置を保持すること。
- 2 元請は、その下請が上記1の措置を講じていない等の労働安全衛生法等に違反することのないよう指導すること。

【おわりに】

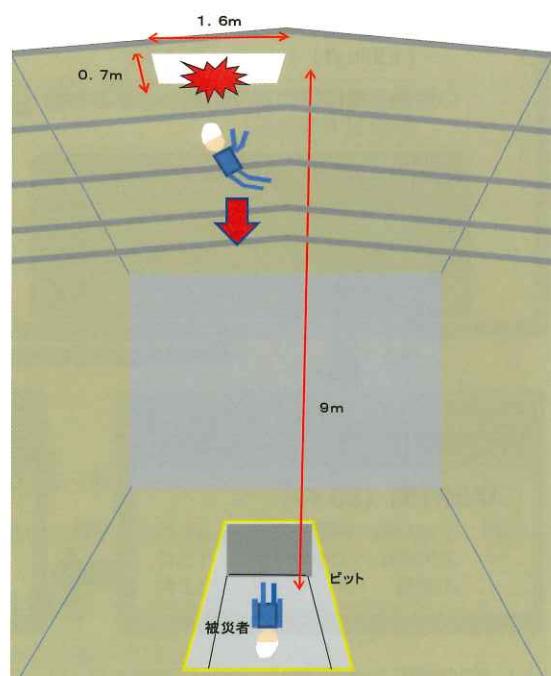
今回の災害では、被災者が約9mの高さから、コンクリート製のピットに墜落しましたが、死亡するという最悪の事態は免れました。

これは、被災者が保護帽をきちんと着用していたため、頭部への衝撃が緩和されたことが一因であったと考えられます。

一方、同様のケースで繊維強化プラスチックの波板を踏み抜き、10m下の床面に墜落して死亡したという災害も発生しています。

本事例の現場では、当初、踏み抜きや墜落を防止するための設備等があったにもかかわらず、これを早々と撤去した状態でスレート屋根上での作業を行わせたものであり、その背景には、「スレート屋根上での主な作業は終了したため、移動式クレーンがあるうちに歩み板と親綱を撤去した方が効率的である。」という、安易な判断による安全軽視の油断があったのではないかでしょうか。高所で作業を行う以上は、墜落の危険は最後の最後まで付きまといます。

同様な作業を行う工事関係者の皆さんには、本事例を教訓に、工事完了まで油断することなく作業に当たっていただきますようお願いします。



近年のスレート等の踏み抜きによる死亡災害発生状況（鹿児島県）

	28年	29年	30年
死亡者数	0	2	1
屋根の材質	-	スレート…1 塩化ビニル板…1	スレート…1

平成30年 死亡災害事例（平成30年6月30日現在）

鹿児島労働局

番号	発生年月	業種	被災時の職種	性別	年齢	経験年数	事故の型	起因物	災害の概況（速報による）
1	平成30年1月	その他の廃棄物処理業	ゴミ収集員	男	22	2ヶ月	はさまれ、巻き込まれ	トラック	事業場敷地内において、パワーゲート付きトラックから塵芥車にゴミを移し替える作業を行うため、塵芥車の後部とトラックの後部を向い合せにし、塵芥車の回転板を回転させた。その後、被災者がパワーゲート上で足を滑らせ、塵芥車の投入口に上半身が落ちたところに回転盤が降りてきたため、頭部を挟まれて死亡した。
2	平成30年2月	木材伐出業	伐木・造材作業者	男	67	10年	崩壊、倒壊	立木等	被災者が高さ約20m、胸高直径42cmの杉の木をチェーンソーにて伐倒していたところ、同伐倒木の背後に立っていた高さ11.4m、胸高直径18cmのぱりぱりの木がつるで繋がっていたため、伐倒した杉の木に引っ張られたぱりぱりの木の一部が根本から倒壊し、被災者に激突したもの。
3	平成30年2月	農業	作業者	男	66	2年	激突され	その他の動力運搬機	事業主がハーベスターの運転中に、小段に乗り上げ、ハーベスターが転倒し、周囲で作業を行なっていた被災者が下敷きになり、死亡したもの。 当災害によるその他の負傷者は発生していない。
4	平成30年5月	建設業	とび工	男	50	5年	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	鉄骨スレート屋根葺き工場において、塔屋の組立作業をしていたところ、当該屋根を踏み抜いて、10.5m下のコンクリート床に墜落した。
5	平成30年6月	建設業	管理者	男	62	2年	墜落、転落	開口部	鶏舎新築工事において、現場の施工管理のため写真撮影を行っていたところ、コンベヤー設置用のピット開口部に足を踏み入れ、約1.7メートル下のコンクリート床に墜落した。

**「配偶者手当」の在り方について
企業の実情も踏まえた検討をお願いします
—女性の活躍を促進していくために—**

鹿児島労働局雇用環境・均等室

女性の就業が進むなど社会の実情が大きく変化している中で、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」については、税制・社会保障制度とともに、女性パートタイム労働者の就業調整の要因となっていると指摘されています。

税制・社会保障制度については、配偶者控除等の見直しや被用者保険の適用拡大などの制度改革が行われており、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」についても、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることができます。

厚生労働省では、「配偶者手当」の在り方の検討を労使で行っていただくため、「配偶者手当の在り方の検討に関する考慮すべき事項」（詳細は厚生労働省ホームページ<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/haigusha.html>）を取りまとめました。各企業で検討いただく際に、参考として御活用くださいますよう御案内申し上げます。

賃金制度設計に関する専門的な相談については、鹿児島県働き方改革推進支援センター（鹿児島市下荒田3丁目44-18のセビル2階、099-257-4823）で受け付けています。

【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日等を除く）。

高校生の応募前職場見学と公正な採用活動について（お願い）

鹿児島労働局訓練室

生徒が応募前職場見学を行うことは、職業や職場への理解を深め、自分の目で応募先を選ぶ良い機会であり、事前の理解不足による就職後の早期離職の防止にも資することから、積極的な受け入れをお願いいたします。職場見学の受入れに当たりましては、学事日程に影響がないよう夏休み期間等を活用いただくとともに、特定の高校の生徒だけでなく、できる限り多くの高校生が参加できるようご配慮をお願いします。

応募前職場見学では、採用選考の判断材料の一つとすることや、採用選考と解される行為を行ってはならないことにご留意ください。実施を希望される場合には、「応募前職場見学実施予定表（様式16）」を作成し、高卒用求人申込書とともにハローワークに提出してください。

9月16日からは高校生の採用選考が開始されるところですが、選考の際に、本人の適性・能力とは関係のない質問をすることは、就職差別につながる恐れがあります（本籍・家族構成・家族の仕事など）。特に、本人の緊張を和らげようとして、本人の話しやすそうな家族のことについて質問した結果、問題事案になった例もありますので、ご留意ください。

日本国憲法では、「職業選択の自由」を基本的な人権の一つとして保障しています。これを実現するためには、不合理な理由で就職の機会が制限されること、「就職の機会均等」が重要になってまいります。

企業の採用担当者の皆様におかれましては、応募者に広く門戸を広げていただきますとともに、応募者の適性と能力に基づいた公正な採用選考により、地元、鹿児島での就職を希望する生徒を一人でも多く採用いただきますようお願い申し上げます。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成30年5月末現在】

県内有効求人倍率	1.27倍（前月と同水準）
全国平均有効求人倍率	1.60倍（前月比0.01P増）
県内正社員有効求人倍率	0.87倍（前年同月比0.13P増）
全国正社員有効求人倍率	1.03倍（前年同月比0.12P増）

※ 鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率（季節調整値）が25か月連続で1倍台となり、有効求人数（原数値）が、45か月連続で前年同月を上回り、5月としては過去最高となるなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善傾向にあるものの、産業により求人の増減にばらつきがみられることから、今後の求人・求職の動きには注視が必要と思われます。

UIターンフェア“かごしま”&県内就職合同面接会の参加企業にお願いします。

鹿児島労働局職業対策課

【面接会までに必ず求人の申込みを！】

● UIターンフェア“かごしま”&県内就職合同面接会（8月10日（金）城山ホテル鹿児島にて開催）に参加する事業主の方で、雇用関係助成金（特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金等）の活用をお考えの場合は、ハローワークでの求人申し込みが必要です。

また、再就職手当等の受給を考えている求職者のなかには、ハローワークに申し込まれた求人への応募が必要となる場合がありますので、参加企業においては、必ず面接会開催までに事業所の所在地を管轄するハローワークに求人申し込みを行ってください。

求人申し込みに関する詳細は、県内各ハローワーク又は鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8712）まで、お問い合わせください。

平成30年 業種別死傷災害発生状況（平成30年6月分 速報版）

鹿児島労働局

	平成30年		平成29年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	794	5	807	7	-13	-2
1 製造業	151	0	171	1	-20	-1
1 食料品製造業	79		110	1	-31	-1
4 木材・木製品製造業	15		10		5	
9 煙草土石製品製造業	8		10		-2	
11～12 金属製品製造業	6		11		-5	
13～15 機械機具製造業	13		11		2	
上記以外の製造業	30		19		11	
2 織業	4	0	3	0	1	0
3 建設業	127	2	125	1	2	1
1 土木工事業	47		48		-1	
2 建築工事業	65	2	56	1	9	1
3 その他の建設業	15		21		-6	
4 運輸交通業	93	0	82	2	11	-2
1 鉄道・航空機業	5		7	1	-2	-1
2 道路旅客運送業	10		10			
3 道路貨物運送業	76		64	1	12	-1
4 その他の運輸交通業	2		1		1	
5 貨物取扱業	15	0	12	0	3	0
1 陸上貨物取扱業	6		7		-1	
2 港湾運送業	9		5		4	
6 農林業	36	2	43	1	-7	1
1 農業	16	1	23		-7	1
2 林業	20	1	20	1		
7 畜産・水産業	41	0	43	0	-2	0
8 商業	94	0	83	0	11	0
1 鉢花業	8		10		-2	
2 小売業	68		63		5	
3 理美容業	3		0		3	
4 その他の商業	15		10		5	
9 金融・広告業	7	0	12	0	-5	0
11 通信業	11	0	11	0	0	0
12 教育・研究業	7	0	7	0	0	0
13 保健衛生業	114	0	114	0	0	0
1 医療保健業	56		45		11	
2 社会福祉施設	56		68		-12	
3 その他の保健衛生業	2		1		1	
14 接客喫食業	42	0	43	0	-1	0
1 旅館業	7		10		-3	
2 飲食店	17		19		-2	
3 その他の接客喫食業	18		14		4	
上記以外の事業	52	1	58	2	-6	-1
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・介護業	30	1	25	1	5	
16 官公署	2		0		2	
17 その他の事業	20		33	1	-13	-1
陸上貨物運送事業（4～3～5～1）	82	0	71	1	11	-1
第三次産業（8～17）	327	1	328	2	-1	-1

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したものです。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正について

(公社) 鹿児島県労働基準協会

平成30年6月29日、鹿児島労働局長より当協会長へ交通労働災害防止のためのガイドラインの改正について別紙のとおり通知がありました。

つきましては、交通労働災害防止対策の一層の取組をお願い致します。

(別紙) ※改正後のガイドラインの全文は、当協会ホームページからご覧下さい。

鹿労発基0629第1号
平成30年6月29日

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
代表者 殿

鹿児島労働局長

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正について

労働行政の推進につきましては、日頃より格段のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、全国における平成29年の労働災害発生状況を見ると、労働災害による死者数は978人ですが、このうち、202人が道路上における交通事故によるものです。また、鹿児島労働局管内における平成29年の労働災害による死者数は21人で、このうち4人が道路上における交通事故によるものです。

全国及び当局管内においてもこの死亡災害の半数以上が、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、第13次労働災害防止計画においては、バス、トラック、タクシー等の事業者はもとより、それ以外の事業者に対し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成20年4月3日付け基発第0403001号別添。以下「ガイドライン」という。）に定めた取組の徹底を図るなど、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう重点的に取り組むこととしています。

このガイドラインは、労働安全衛生関係法令や「改善基準告示」等とあいまって、交通労働災害の防止を図るための指針となるものであり、これに基づき、安全管理体制の確立、適正な労働時間等の管理や走行管理、安全衛生教育の実施、意識の高揚、荷主・元請け事業者による配慮、自動車運転者の健康管理の実施等について、お願いしてきたところです。

今般、平成30年4月20日に、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成30年国土交通省令第40号）が公布され、平成30年6月7日より施行されたことを踏まえ、厚生労働省ではガイドラインの一部を改正しております。（改正部分を朱書きした改正後のガイドラインについて別添参照）。

つきましては、貴団体におかれましても、改正点を含め本ガイドラインの趣旨をご理解の上、傘下事業場に対してその周知徹底を図られるなど、①睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間の管理、②乗務開始前の点呼等の実施、③早朝時間帯の走行を可能な限り避けるような走行計画の作成を始めとした、交通労働災害防止対策の推進に特段のご配慮をいただくようお願い申し上げます。

「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」等のご案内について

(公社) 鹿児島県労働基準協会

平成30年6月15日、鹿児島労働局健康安全課長より当協会長へ「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」等について別紙のとおり案内がありました。

つきましては、熱中症予防の一層の取組をお願い致します。

(別紙) ※本件リーフレットは、鹿児島労働局又は当協会ホームページからご覧下さい。

事務連絡
平成30年6月15日

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会長 殿

鹿児島労働局労働基準部
健康安全課長

「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」等のご案内について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申しあげます。

また、労働災害の防止につきましては、日頃より多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場において熱中症により亡くなる方は、全国で毎年10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む方は400人を越えています。

鹿児島県内でも平成29年は16名の方が被災（うち1名死亡）しており、直近の10年間では平成28年に次いで2番目に多い被災者数となっております。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では毎年5月から9月までの期間に標記キャンペーンを展開し、職場での熱中症を予防するための取り組みを実施しております。

つきましては、下記のリーフレットを送付しますので、趣旨をご理解のうえ、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」
- 2 「WBGT指数を把握して熱中症を予防しましょう！」

ネット検索は、鹿児島労働局 熱中症 で可能です。

副業・兼業の促進

厚生労働省では、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定）を踏まえ、副業・兼業の普及促進を図っています。副業・兼業は、新たな技術の開発、オープンイノベーションや起業の手段、そして第2の人生の準備として有効です。

副業・兼業の促進に関するガイドライン

平成30年1月、副業・兼業について、企業や働く方が現行の法令のもとでどういう事項に留意すべきかをまとめたガイドラインを作成しました。これは、副業・兼業に関わる現行の法令や解釈をまとめたものであり、各制度的課題の検討については、今後行われることになります。

モデル就業規則

平成30年1月、モデル就業規則を改定し、労働者の遵守事項の「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと。」という規定を削除し、副業・兼業について規定を新設しました。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

【お問い合わせ先】  厚生労働省 鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎099-223-8239

テレワーク（雇用型・自営型） ガイドラインが改定されました

テレワークは、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、子育て、介護と仕事の両立の手段となるなどワーク・ライフ・バランスの実現に資するとともに、多様な人材の能力発揮が可能となります。このことから、厚生労働省では、その普及や就業環境の整備を図っています。

【雇用型テレワーク】

情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン

これまでには、テレワークの一形態である在宅勤務を対象としていましたが、新たにサテライトオフィス勤務やモバイル勤務についても対象としました。



【自営型テレワーク】

自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン

自営型テレワークの定義を「注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成又は役務の提供を行う就労」とするとともに、仲介事業者について定義し、仲介事業者が守るべき事項を追加しました。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

【雇用型テレワーク】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html

【自営型テレワーク】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index.html

【お問い合わせ先】



厚生労働省 鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎099-223-8239

「無期転換ルール」の円滑な導入について

無期転換ルールとは 有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。対象となる労働者は、原則として、**契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で5年を超える全ての方が対象**です。



「無期転換ルール」に関する情報はこちら

有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

無期転換サイト [検索](http://muki.mhlw.go.jp/)

<http://muki.mhlw.go.jp/>



無期転換ルールの概要や多く寄せられる質問のQ & Aなどを掲載しています。

雇止め・契約期間中の解雇について

無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、

無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、

労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

- 有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。
- 契約更新上限を設けた上で、クーリング期間を設定し、期間経過後に再雇用を約束した上で雇止めを行うことなどは、法の趣旨に照らして望ましいものとは言えません。
- 契約期間の途中で解雇することは、やむを得ない事由がある場合でなければ認められません。

【お問い合わせ先】

厚生労働省 鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎099-223-8239



平成30年7月2日（月）から鹿児島労働基準監督署に設置された総合労働相談コーナーの電話番号が変わります。

鹿児島労働基準監督署 総合労働相談コーナー

099-803-9640

以下の労働局・労働基準監督署に設置された総合労働相談コーナーの電話番号の変更はありません。

鹿児島労働局雇用環境・均等室	099-223-8239
川内労働基準監督署	0996-22-3225
鹿屋労働基準監督署	0994-43-3385
加治木労働基準監督署	0995-63-2035
名瀬労働基準監督署	0997-52-0574

保健師からお届け

クローバーたより

鹿児島県は脳卒中の死亡率が

なんと全国平均の1.5倍です!

健康+第一 クロ葉さん♪

クロ葉さんの健康への道は
まだまだつづく...出番ですよー!!
おいの健康法
58歳 男性

【鹿児島市在住】

健康法という程ではないが、お酒を飲む量と食べる量は考えますね。若いときは、飲みすぎて失敗することもあったけど、それもいい経験。間食もしないようにしています。今は、自分の適量を意識してお酒や食事を楽しんでいます。バーキングや飲み放題では、もったいない気もするけど(笑)

 おいも気をつけよう!
次はわいの番だぞ!
バトンタッチ!!

高血圧

高血圧の方が増えて
います。
男性:56.7% 女性:57.5%
治療中の割合は
全国ワースト5位です。

過剰飲酒

飲酒習慣者の割合
(3回/週・1合以上)が
全国で7番目に多い県
です。

肥満

メタボリックシンドロー
ムの割合が全国平均
を男女共に超えています。
男性:39.7% 女性:14.2%

これらは脳卒中のリスクを高める要因に!!
要因が重なるほどさらにリスクは上がります!

なんなら!
どげんかすっこちゃ
できんとか!



脳卒中予防は生活習慣の見直しが大切

1 バランスの良い食事

主食・主菜・副菜の揃ったバランスの
良い食事を3食 ゆっくりと20分かけて

～かごんまのオススメ食材～

2 減塩のすゝめ

味噌汁は野菜多めで
減塩&栄養価UP

黒豚 疲労回復効果 とんかつよりしゃぶしゃぶで カロリーダウン	黒糖 白糖より血糖値の上昇が 緩やかになり腹持ちも良い	黒酢 血圧調整・サラサラ 効果やダイエット効果
オクラ コレステロールを抑制し、 免疫力を高める効果	きびなご 動脈硬化や血栓予防効果のあるDHAが豊富	削い節 血圧調整・血中コレステロールを下げる効果

3 節酒

20g/日適正量を守ろう(純アルコール)

ビール	焼酎(25度) 500ml1本	日本酒 0.6合(110ml)	日本酒 1合(180ml)

週2日は休肝日を設けて
強いお酒は薄めて飲もう
おすすめは緑茶割り

1~3回/月の適量飲酒は脳梗塞の
リスクを下げる効果が!
特に、焼酎には血栓を溶かす効果が多いそうです

<参考文献> 健康かごしま21 鹿児島県ホームページ

健康の保持・増進のお手伝いをします!!

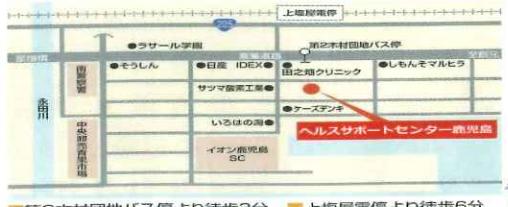


公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

ヘルスサポートセンター鹿児島

〒891-0115 鹿児島市東開町4-96

健康相談・お問い合わせはこちら 電話 099-266-2631



IA認定保険代理店

10000032102

第32回（平成30年度） 全国作業環境測定・評価推進運動 実施要綱

公益社団法人 日本作業環境測定協会

1 趣 旨

- (1) 近年、事業場に新たな原材料、化学物質等が速いテンポで導入され、これらを用いる作業にかかるリスク管理の対応が求められています。
- (2) 国は、事業者による自律的なリスク評価、リスク管理を推進する趣旨で平成18年に労働安全衛生法を改正し、化学物質その他の危険・有害性等の調査の実施について事業者の努力義務として導入しました。平成28年6月からは、同法の改正により640の化学物質に係る作業のリスク評価の実施が事業者に義務付けられ、その後さらに対象物質数は増えて本年7月1日からは672物質となります。
- (3) このような化学物質のリスク管理のための法令が充実を見る一方で、近年、印刷作業場における胆管がんの発生に続き、芳香族アミン化合物を使用する作業場で膀胱がんが多発するなど、労働者が安心して働く作業環境の実現には、まだまだ課題が残されています。
- (4) 「作業環境測定」および「測定結果の評価」は、有害物質の作業場所の空気中における濃度を定量的に把握し、作業環境が働く方々に問題のないものであるか否かを判定し、作業環境の改善につなげるものであり、化学物質等を製造したまま取り扱う職場を中心に、「リスク評価、リスク管理」の中核を担うツールとなっております。
- (3)のような状況を踏まえれば、法令により作業環境測定を義務付けている作業場にとどまらず、前述の672物質にかかる作業のリスクアセスメントの手法としてもその有効性を改めて事業場に認識していただく必要があります。
- (5) 「公益社団法人日本作業環境測定協会」は、このように「作業環境測定およびその結果の評価」が適正に実施されることが、働く方々の健康障害を防止し、快適な職場の実現を図る基本であることから、これについて事業主を始め事業場関係者の皆様の認識を深めていただきため、厚生労働省の後援を頂き昭和62年から毎年、「全国作業環境測定・評価推進運動」を行ってまいりました。
- (6) その第32回を迎える本年度は、協会と会員作業環境測定機関・自社測定事業場および作業環境測定士が先頭に立って、行政および関係者との連携のもとに、①事業場に対し法定作業環境測定の完全実施を促すこと、②作業環境測定が672物質にかかる作業のリスクアセスメントの有効な手法であることの理解とその実践を促すこと、および③国立大学法人および私立大学等における作業環境管理の理解と実践を促進すること、に力点を置いて展開いたします。

2 実施期間

平成30年9月1日から9月30日。なお、平成30年6月1日から8月31日までを準備期間とします。

3 推進運動の標語

未然に防ごう健康障害 測定・評価で安全確保

4 主 催 者

公益社団法人日本作業環境測定協会〔本部および全国13支部（北海道、東北、北関東、京葉、神奈川、北信越、東海、京滋、大阪、兵庫、中国、四国および九州の各支部）において展開する。〕

5 後 援

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協 力

一般社団法人日本鉄鋼連盟、一般社団法人日本化学工業協会、公益社団法人日本保安用品協会、日本労働衛生工学会

7 実施者

全国の事業場、作業環境測定士、作業環境測定機関

(公社) 日本作業環境測定協会 九州支部 鹿児島分会会員の作業環境測定機関名

(公社) 鹿児島県労働基準協会 ヘルスサポートセンター鹿児島 電話 099-267-6240

(株) 鹿児島環境測定分析センター 電話 099-201-4177

(株) 小溝技術サービス 電話 099-256-0151



(平成30年度)

受講料無料

建設業で選任義務のある「雇用管理責任者」のための研修です

雇用管理研修のご案内

基礎講習・コミュニケーションスキル等向上コース

▶鹿児島会場

平成30年度 建設労働者雇用支援事業(厚生労働省職業安定局委託事業)では、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(建設労働者雇用改善法)に基づいた雇用管理についての講習を全国47都道府県で無料にて行います。

対象者 雇用管理責任者や責任者を補佐する立場の方など**基礎講習 9:00~16:30**

(定員80名)

労働者の募集、雇い入れ、配置から退職にいたるまでの、雇用管理に必要な知識を習得することを目的とした講習です。

- 建設業の現況と課題
- 雇用管理責任者の責務
- 社会保険加入対策
- 雇用契約・就業規則
- 賃金管理・労働時間管理など

※昼食は各自ご用意願います。

**コミュニケーション 12:50~16:30
スキル等向上コース (定員30名)**

若年労働者と熟練労働者が円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりの手法や、技術や技能を習得する前に離職する若者の多い建設業の職場におけるモチベーションの維持・向上の手法を習得することを目的とした講習です。

● 9月6日(木) 鹿児島市 オロシティーホール
2階中会議室

● 10月10日(水) 姶良市 姶良郡建設会館
3階大ホール

● 11月8日(木) 鹿児島市 オロシティーホール
2階中会議室

● 11月21日(水) 鹿児島市 オロシティーホール
2階第4会議室

※詳細なカリキュラムは下記ホームページをご覧ください。※お申込みは先着順になります。定員になり次第締め切らせていただきます。

■研修終了後、修了証を交付いたします。 ■テキストは当日無料で配付いたします。

会場住所

• オロシティーホール 鹿児島市卸本町6-12

◎会場の案内図は、下記ホームページでご確認ください。

• 姶良郡建設会館 姶良市加治木町諏訪町20

申込み

FAX 03-3915-7033 (裏面の申込書にご記入の上、送信ください)
WEB 雇用管理研修 **検索** [koyoukanri.chosakai.ne.jp/より申込み](http://koyoukanri.chosakai.ne.jp/)

お問合せ先

(株)労働調査会 雇用管理研修事業部 〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5
TEL 03-3915-7221 E-mail koyoukanri2@chosakai.co.jp

「建設事業主等に対する助成金」：助成対象の要件等は最寄りの都道府県労働局、ハローワーク等へお問合せください。

主催 (株)労働調査会

協力 公益社団法人 鹿児島労働基準協会

(株)労働調査会 雇用管理研修事業部 行

この用紙に必要事項をご記入の上、**FAX 03-3915-7033**まで、ご送信ください。**鹿児島会場：雇用管理研修申込書**

■※印は必ずご記入ください。

■複数名でお申込みの場合は、お手数ですがコピーしてご使用ください。

申込日：平成 年 月 日

申込日* 申込日に□を つけてください。	基礎講習 9:00～16:30 (定員80名)		
	<input type="checkbox"/> 9月6日(木) 鹿児島市 オロシティーホール 2階中会議室 (460101)		
	<input type="checkbox"/> 10月10日(水) 姶良市 姶良郡建設会館 3階大ホール (460102)		
	<input type="checkbox"/> 11月8日(木) 鹿児島市 オロシティーホール 2階中会議室 (460103)		
氏名* (修了証記載)	コミュニケーション スキル等向上コース 12:50～16:30 (定員30名)		
	<input type="checkbox"/> 11月21日(水) 鹿児島市 オロシティーホール 2階第4会議室 (460201)		
勤務先* (事業所名) (修了証記載)			
所属部署*		役職	
勤務先住所*	〒 -		
電話番号*	()	FAX	()
メールアドレス			
所属団体	例：○○労働基準協会○○支部（所属されている団体等がありましたら、ご記入ください）		

*記載された内容については、厳重に管理し、内容確認・各種講習会等に関する情報提供以外の目的で使用いたしません。

*お申込み後、おおむね一週間以内に受講票（ハガキ）をお送りします。届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。

◎キャンセルは原則として一週間前までにご連絡ください。（連絡先：03-3915-7221）

（お問合せ先）――

(2018.6)

(株)労働調査会 雇用管理研修事業部 〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5

TEL 03-3915-7221 FAX 03-3915-7033 E-mail koyoukanri2@chosakai.co.jp

安全衛生活動の活発化を図る方策としてその実施を促進することとしている危険予知活動定着のための

ゼロ災運動KYT

(危険予知訓練)

平成30年度

基礎2日間コース
鹿児島会場のご案内

主催：中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター
協力：公益社団法人鹿児島県労働基準協会

トレーナー研修会

日頃からゼロ災害全員参加運動（ゼロ災運動）の普及・定着にご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。
ゼロ災運動は、「一人ひとりカケガエノナイひと」と、この人間尊重の理念が、運動の出発点となります。つまり、この運動の最大の特徴は、「人を中心におく運動」だということです。これは、40年以上全く変わらない原点です。いくら良いシステムや仕組みであっても、それを動かすのは人であることを忘れてはいけないと考えております。

企業を取り巻く社会環境が変化する今、改めて、KY活動、指差し呼称、健康KY、4Sといった職場風土を耕す道具の有効性を再認識し、全員参加で安全と健康を先取りし、明るく生き生きとした職場風土づくりを目指す、ゼロ災運動の普及・定着のために、研修会参加をお待ちしています。

[日 程] 平成30年9月27日(木)～28日(金) 2日間

[時 間] 午前9時から午後5時まで (受付開始8時30分～)

[会 場] オロシティーホール 二階大会議室 〒891-0123 鹿児島市卸本町6-12
TEL 099-260-2111 / FAX 099-260-2109

[内 容] 危険予知訓練活用技法（実技） KYT基礎4R法、ワンポイントKYT、自問自答カード1人KYT、問題解決4R法などを役割演技・金魚鉢方式によって体験学習します。

[定 員] 96名 (参加者をチーム別に編成して討議します。)

平成30年度中小規模事業場に対する研修会の割引サービスについて

以下の要件に全てあてはまる事業場に対して研修会の一部を割引料金で受講できる制度があります。

①労災保険適用事業場 ②常時使用する労働者数が300人未満であること。

③労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し（労働基準監督署の受付印があるもの）を提出できること（監督署の受付印がない場合は領収書も併せて提出が必要）割引制度を利用した場合後日アンケートにご協力いただきます。

※本制度の利用において、不正または虚偽が判明した場合は、割引適用を取消し割引額の返還を求めることがあります。

【参加要領】

●参加費

区分	正規料金	割引料金（注2）	備考
会員（注1）	22,630円	13,580円	参加費は1名分で資料代、昼食代、消費税を含みます。
一般（非会員）	24,690円	14,810円	

（注1）会員とは中央労働災害防止協会の賛助会員又は鹿児島県労働基準協会の会員事業場のことです。

（注2）割引料金は、「研修会の割引サービス」をご利用した際の金額です。割引料金の対象は常時使用する労働者数が300人未満であり、労災保険の適用事業場であることです。（申込時に労働保険料申告書の写しを提出していただく必要があります。）

●申込締切日：8月17日（金）まで（期限までに定員になりました場合には締切ります）

●申込方法

① 本案内書の「ゼロ災運動KYTトレーナー研修会申込書」に必要事項をご記入の上、お申込みください。

※申込書提出先は、鹿児島県労働基準協会です。

参加証は開催日10日前頃送付いたします。

② 参加費は、申込み締切日までに下記銀行に振込み願います。
請求書・領収書が必要な方は申込書の通信欄にご記入ください

●振込先 取引銀行 福岡銀行 奈良屋町支店

普通預金 口座番号 1163225

口座名 中央労働災害防止協会

九州安全衛生サービスセンター

※振込手数料は貴社にてご負担願います。

※開催日7日前以降の取り消しについては、次のキャンセル料がかかります。

- ① 開催日の7日前～開催日前日は参加費の30%
- ② 開催当日は、参加費の100%

●振込先の所在地等

中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター

〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14 TEL 092-437-1664



FAX 092-437-1669

申し込み・問い合わせ先

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16

(公社) 鹿児島県労働基準協会 TEL 099-226-3621

申し込みファックス番号

FAX 099-226-3622

ゼロ災運動KYTトレーナー研修会申込書 (鹿児島会場)

参加希望回	平成30年9月27日・28日			事業場規模 <input type="checkbox"/> 50人未満 <input type="checkbox"/> 50~99人 <input type="checkbox"/> 100~299人 <input type="checkbox"/> 300人以上		
ふりがな						
事業場名				業種		
所在地	〒 (-)			会員について <input type="checkbox"/> 非会員(一般) <input type="checkbox"/> 鹿児島県労働基準協会会員又は中災防賛助会員		
連絡担当者	フリガナ	所属		役職		
	氏名	電話		FAX		
参加者	フリガナ	所属・役職名		年代をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上	No	
	氏名	男・女				
	フリガナ	所属・役職名		年代をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上	No	
	氏名	男・女				
参加料は 月 日 1. 銀行振込 ※振込手数料はご負担をお願いします。 ¥ / 円 2. 現金書留で送金				通信欄	受付	参加証

(注) 受付・参加証・Noには記入しないで下さい。

※割引制度の利用について

割引制度の利用を希望される場合は、右の□にチェックマークを記入してください。割引制度の利用を希望する

割引制度の利用希望者は、本申込と共に直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控)※労働局、労働基準監督署の受付印があるもの」をご提出ください。(受付印がない場合は納付書の写しと一緒にご提出ください。)提出がない場合割引料金とはなりません。

※ご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申し込みいただいたサービスの的確な提供のために使用するほか、当協会が行う各種セミナー、出版する図書、コンクールへの応募勧奨、アンケートのご案内、その他公益的な観点からの情報提供に使用することがあります。

個人情報の二次利用に同意されない場合は、右の□内にチェックマーク(√)をご記入下さい。

同意しない

平成30年9月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分 (鹿児島市七ツ島1-6-2)

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会

検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 9/3~9/7	8/6~8/10	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
	【科目免除者】 9/3~9/4		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
ガス溶接	9/5~9/6	8/6~8/10	会員 9,004円 一般 9,504円	
乾燥設備作業主任者	9/6~9/7	8/6~8/10	会員 12,392円 一般 13,392円	【受講資格】 ・乾燥設備の取扱作業に5年以上従事された方 等
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 9/10~9/14	8/6~8/10	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
	【科目免除者】 9/10~9/11		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
玉掛け	9/10~9/12	8/6~8/10	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	9/18~9/19	8/20~8/24	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
			【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	9/26~9/28	8/27~8/31	会員 18,440円 一般 19,440円	
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 10/1~10/5	9/3~9/7	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
	【科目免除者】 10/1~10/2		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
研削といしの取替え等 (自由研削用)	9/3	8/6~8/10	会員 11,016円 一般 12,096円	
粉じん作業	9/4	8/6~8/10	会員 8,208円 一般 9,288円	
アーケ溶接等	9/18~9/20	8/20~8/24	会員 18,360円 一般 21,600円	
ローラー運転	9/25~9/26	8/27~8/31	会員 16,820円 一般 20,060円	
巻き上げ機の運転	9/27~9/28	8/27~8/31	会員 15,340円 一般 18,580円	
クレーン運転	10/1~10/2	9/3~9/7	会員 16,770円 一般 20,010円	
その他 職長その他現場監督者	9/25~9/26	8/27~8/31	会員 12,744円 一般 15,984円	

薩摩川内地区での講習会のお知らせ

川内支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0996-25-1377 FAX0996-25-1377

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
玉掛け技能講習	10/9~10/11	9/3~9/7	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただぐか、案内書をお取り寄せください。